

〇〇ペイなどのコード決済サービス(QRコードやバーコードで認証する支払い手段)を悪用して、金銭をだまし取る詐欺の相談が増えています。

【事例】

インターネット通販サイトで洋服を注文し、代金を銀行振り込みで支払った。後日、業者から「在庫がないので、〇〇ペイで返金する」と言われ、手続きのために無料通話アプリで友だち登録をした。

通話アプリで業者の指示を受けながら、送られてきた返金用のQRコードを読み取って〇〇ペイにアクセスし、返金用コード「190000」を打ち込んだ。しかし、入力後の画面で業者へ19万円を送金してしまったことに気が付き、通話アプリや通販サイトから返金するよう求めたが、返事はなかった。

アドバイス

- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。特に、インターネット通販の支払いを銀行振り込みや電子マネーで行っているのに、支払いで使っていないコード決済サービスで返金を行うことは極めて不自然です。
- 「返金のために必要」と言われて、コード決済サービスのパスワードを業者に教えたら、その直後に数十万円を他人に送金されてしまったという詐欺も発生しています。



- 被害に遭わないためには、怪しい通販サイトを利用しないことが大切です。サイト内の日本語がおかしい、ブランド品が極端に安い、振込先の口座が個人名義、業者の連絡先が記載されていないなど、不審な点があれば購入をやめましょう。
- 被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービスの運営事業者に相談しましょう。
- 不安に思った場合や、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター (☎63-7272) ・ 相談直通電話 (☎62-8019)